

古文書における「る・らる（被）」の特色

辛島, 美絵
九州産業大学教養部講師

<https://doi.org/10.15017/11907>

出版情報：語文研究. 71, pp.1-17, 1991-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：



古文書における「る・らる（被）」の特色

辛 島 美 絵

一 研究目的

古文書が、原本が残されている、作成年月が明確である、差出者が明記されている等々の資料的特性をもち、言語資料として非常に貴重であることについては、表記、語彙、語法等の考察を通して、これまでも述べてきた。^(注1) 実質的な目的を持って差出人（書手）と宛名人（読手）との間で遣り取りされたそれらは、三人称で描写される物語世界や、不特定の人を相手にした文芸作品等とは、あきらかに言語の〈場〉を異にすると言うべきで、書状や上中文書のような、心情、要求等を述べることをわねとした仮名文書には、より会話に近い表現を許容する〈場〉の存在が認められること等も、前稿で指摘したところである。

今回は、古文書における助動詞「る・らる」の用法に注目してみたい。「る・らる」の尊敬用法は、〈奈良時代には見出されず、平安時代の記録によく使用されるにもかかわらず、訓点資料にはなく、院政期以前の和文でも一般的ではない〉^(注2)といわれている。ところが、

古文書では、他の文献に先駆けて平安時代の初期から尊敬の確例を指摘することができ、その後もさかんに用いられる。

なぜ、古文書や、記録のような変体漢文に、早くから、多くの尊敬用法の例が見出されるのだろうか。この問題についての考察は勿論、尊敬用法の発達と初期の使用状況を文献でたどり、論証しようとする努力も、今日までほとんどなされていない。記録資料は十世紀を待たなければ量的なまとまりが出てこないが、古文書であれば上代から年代を追って存在している。古文書は、種田定樹氏が示唆されたように社会的な身分の序列によって人間関係を捉える必要を持つ文献であるから、敬語表現の発達とも深い関わりを持つ。^(注3) しかも、その残存状況からして、この用法の初期の発達の様相を推量することのできるほとんど唯一の文献資料ということが出来る。「る・らる」の尊敬用法の発達を考えるために、加えて、古文書の言語資料としての性質を考察する上でも、古文書における「る・らる」の尊敬用法の考察が必要だと思う所以である。

本稿では、如上の研究の基礎作業として、古文書にみえる尊敬用法の「る・らる」の使用状況を調査し、その特色を整理してみよう

と思う。

二 国語資料としての古文書の問題点と考察の方法

古文書が、国語資料としてあまり利用されなかったのは、歴史学の専門的知識がなくては容易に近寄りがたいという消極的な理由のほか、原本を閲覧する機会が得がたい、変体漢文の読み方が決定しにくい等の根本的な問題もあつたためである。そこで、まず、古文書を資料としてこの種の考察を試みる場合の問題点を整理し、筆者のとつた方法を明確にしておきたい。

1 読みの問題

奈良時代から平安初期に至る古文書は、ほとんどが漢字書きであるが、その読み方は十分に明らかにされているとは言いがたい。古文書において「る・らる」の表記に用いられた可能性のある文字は、「所」と「被」である。「見」は、観智院本『類聚名義抄』に「セラ」の訓があり、記紀や、訓点資料でも受身の助動詞として使用されているが、古文書においては、尊敬の用法はもちろん、助動詞としての使用例もほとんどないので、ここでは取り上げない。

「所」字は、観智院本『類聚名義抄』に「セラル」の訓があるが、古文書では、漢文の原義にしたがって、「ソレを(に・で・から)する(である)ソレ」の意味で用いられている。たとえば、『平安遺文』の古文書編第一、二巻所収の、十世紀までの古文書に見える「所」字について見ると、全七十一例のうち、体言や数詞、副詞として用いられたものが一四五例で、残りの五六六例はみな体言相当の節を作り、

ア「所負正税」「百姓等所貯牛馬」のような連体修飾に用いられる

(一九三例)

イ「所陳有実」のように、主格に用いられる

(一六七例)

ウ「件家地……法師所買也」のように、「〜ハ、〜ノ〜スル所也」というパターンで、述語格に用いられる

(一五九例)

エ「不聞所住」のように、目的格に用いられる

(二四例)

オ「以将任例所輸矣」のように、その他の補格に用いられる

(一九例)

カ「一卷是為僧綱所料」のように、受身の構文で用いられる

(四例)

のように用いられる。よって、「所」は、「る・らる」と読むとしても尊敬用法と解釈する余地はなさそうだ。たとえば、ウの構文などは、主題(上掲の文例では「件家地」)が省略された場合に「法師は(の)買はるるなり」と読むと、尊敬と受身の両方に解釈できそうだが、実際に主題が省略されて読み下し文が紛らわしくなるようなものは二例しかないもので、このような文もあくまで「〜ハ、〜ノ〜スル所也」という構文が背景にある省略形と考えるべきである。

「被」字が、変体漢文において受身・尊敬の助動詞として用いられたことは、峰岸明氏が、古辞書の和訓や訓点資料の傍訓等を利用した作業原則を立てて証明されているので、問題はないだろう。ただ、この字には「名義抄」に見るように「かうふる」の訓もあるので、「被」字に下接する語が名詞とも解釈できる時には——「請被裁定」は「裁定を被らんことを請ふ」か、「裁定せられんことを請ふ」か迷う時——、種々の古文書中で、その語(裁定)に動詞としての確実な使用例がある場合にかぎり「る・らる」の用例として採取した。

また、表記はされていなくても、「る・らる」を補読すべき箇所もあるかと思うが、その判断には慎重な検討を要するので、本稿では表記されたものしか取り扱わない。

すなわち、仮名書きの「る・らる」の用例と「被」字を考察の対象とする。

2 意味の問題

「る・らる」は、古文書では受身と尊敬の意味にしか用いられない。主語が明示されている場合、あるいは一文中の他の動詞や補語、文脈から主語が明確にわかる場合に、それを確実な尊敬、または受身の用例とした。それ以外の場合には、受身とも、尊敬とも解釈できるので、両方に解釈できる例として処理した。

3 テキストの問題

用例の採取には、おもに『平安遺文』、『大日本古文書・編年文書』、『寧楽遺文』^(注9)を使用した。原本の表記が確認できなかったのが不安だが、用例数が多いのでだいたいの傾向をつかむことはできたとと思う。問題例は、複数の翻刻文献を使って表記を確認した。後世の写本でしか伝わっていない文書の用例は、その旨を注記した。

三 「る・らる」(被)の尊敬用法の古例

一節に述べたように、古文書には、九世紀前期から、尊敬の意味に使ったらしい「る・らる(被)」が出てくる。九世紀の確実な尊敬用法として、次の①から⑤のような例が挙げられる。

①義真法師、後左右之事、相勞仕奉。如先師命、義真法師被弘。天長十年七月四日永逝。

〔天長一〇(八三三)年一〇月二十四日 僧光定書状 伝述一、戒文 平四四三四号〕

②義真法師、後左右之事、相勞仕奉。如最澄法師命、義真法師被弘。天長十年七月四日永逝。

〔天長一〇(八三三)年一〇月二十八日 僧光定上表文 伝述一心戒文 平四四三五号〕

桓武天皇御願之宗を興隆するのに、義真法師が努めたことを言う部分。「義真法師」が、一連の文の行為者であり、主語である。原本は伝わっていない。^(注10)

③抑當社神跡者、……青龍相傳之形像也。先師和尚、大同元年帰朝之日、奉納三衣箱底、被安置當寺者也。

〔承和四(八三七)年三月三日 観心寺縁起実録帳案 観心寺文書 平六一号〕

主語は、「先師和尚」で「奉納」「被安置」の行為者である。

④以前等畠地子、依去九月七日牒状、可勘徴。而載按田目錄言上。官即被下省符。猶為口分。須来按圃之時除置之、奉寄寺家。

〔承和一(八四四)年一〇月一日 阿波国牒 東南院文書 三ノ二二 平七五号〕

阿波国の東大寺宛の牒。阿波国が地子のことを校田目錄に載せて太政官に言上し、太政官が省に符を下したことを述べる。主語は官であることが明記されている。

⑤又、國田租之迫、被切勘庄家。

〔貞観一〇(八六八)年一〇月二日 内藏寮博太莊牒 蜂須賀侯爵所感文書 平一六〇号〕

内藏寮博太莊の預である荒城長人が、観世音寺政所宛に述べた

文。被動者の書手側（庄家）が「切勘」の目的語として明記されているので、「被」は「切勘」の行為者である「国」に敬意を示したものと見てよい。

⑥右、得彼寺牒儀、「……望請、下符国司、早被勘札。」者、

〔貞観一〇（八六八）年閏二月二五日 太宰府符案 蜂須賀侯爵所藏文書 平一六一号〕

観世音寺が、太宰府に宛てた牒で、高子内親王家庄の専当の荒城長人が寺家の田を妨取したことを訴えている。太宰府に「筑前国司に符を下し、長人の妨取を勘札してもらいたい」と望み請うた文。「下」と「被勘札」の主語は一致するはずだから、行為者である太宰府を主語として、その行為を敬ったものと見るべきだろう。

⑦右件新開田直請如件者、後日誤者、被當勘本錢、加利息將進納。仍注事状、以解。

〔貞観一六（八七四）年四月一九日 廣津福主田直錢請文 唐招提寺文書 平一七〇号〕

廣津福主の田の直錢（土地、家屋の売却の代償として支払われる錢）の請求書で、きちんと履行されない場合は、元金を當勘して利息を加えて進納するように購入者に要求したものを、「被當勘」「加進納」の主語は、同じ人物であるはずだから、購入者が主語で、「被」は、その人の行為に敬意を付したものとすべきだろう。

⑧爰承和聖主、聞斯法之神驗、深以崇重之。同七年、仰所司、依法造作一百利劔一百弓箭法壇種種道具等、被莊嚴也。

〔貞観一九（八七七）年一月一九日 龍壽申状案 東寺文書 平四九〇二号〕

龍壽が、太元師法の縁起を述べた文書。「仰」「造作」「被莊嚴」の

行為者は、一致するはずなので、一連の文の主語は最初に明記されている承和聖主（仁明天皇）である。すなわち「被」は、承和聖主の行為に付した尊敬表現となる。

⑨初自同一年正月、更以常寧殿為修法堂、被行件法焉。〔同右〕

⑩に続いて、承和聖主の行為を述べる一連の文章の中に出てくるもの。「常寧殿を修法堂に為した」人と「被行」の行為者は一致するから、「被」は、⑧とおなじく承和聖主の行為に付した尊敬表現である。

⑪件所く田島海浦、氏人等之先祖宗我大臣之所領也。而為鎮護国家、小治田宮御宇世丙辰冬十一月、被建立龍泉寺也。仍以所く領田、為佛聖燈油并堂舎破壞修理料、施入寺家之後、數百餘年之間、無他妨。

〔寛平六（八九四）年三月五日 河内龍泉寺氏人等請文案 大和春日神社文書 平補二五七〕

「而為鎮護国家」以下は、「宗我大臣」が「建立」「為」「施入」という一連の動詞の主語であるので、「被」は「宗我大臣」の行為を敬う尊敬用法と見なされる。

⑫河内國石川郡龍泉寺氏人等謹申請郡内在地刀禰司證判事。……望請。早郡内鄉村之刀禰并寺住所司三綱等、任實正之理、被令證給者。將知正道旨、且又為令氏人之等財公驗也。〔同上〕

氏人が刀禰や三綱に證判を求める内容だが、主語は「郡内鄉村之刀禰并寺住所司三綱等」であることが明示されているので、「被令證給」は尊敬用法と思われる。

また、次の⑬から⑮は、「所」に「被」が続いて出てくる例である。「所被」で「レル・ラレル」と読んだものかも知れないが、訓点資料等にもその例を見出すことができないので、尊敬用法である可能

性の高い例としてあげておく。

⑫件田、以去嘉祥三年八月十七日、被載御處分帳、所被行也。

〔貞観九（八六七）年三月二十六日 高子内親王家莊牒案 蜂須賀侯爵所藏文書 平一五四号〕

⑬而今号一切経田、年々所被妨取之田、二町六段。

〔貞観一〇（八六八）年一〇月二日 内藏寮博太莊牒 蜂須賀侯爵所藏文書 平一六〇号〕

⑭今望、寺家之号一切経田、録所被取之町段坪付之状、寺之別當三綱并符判、被給於庄々。

〔同右〕

この形は、十世紀の古文書まで合わせると「被」全四一六例中に、二一例見出すことができる。前述のように「所」は必ず「ソレを（に・で・から）くする（である）ソレ」の意味で用いられているから、素直に読んでゆけば、この「被」は次に続く動詞の行為者に敬意をはらった尊敬用法と解すべきである。

四 「る・らる（被）」の使用状況と特色

1 古文書に尊敬の「る・らる（被）」が多いこと

九世紀の古文書では、「被」字で表される「る・らる」は、全部で六八例見出されたので、上記の一四例は、全体の五分の一以上を占めることになる。一方、受身の確例は三九例で、受身と尊敬の両方に解釈できる用例が一五例なので、古文書においては、すでに九世紀から、「る・らる（被）」を尊敬の意味で使用することが自然になされていたと見ることができよう。

一〇世紀に入ると、尊敬用法の確例は「る・らる（被）」三四八例

中の三分の一を占めるほどに多くなり、受身の確例の用例数をしのぐようになる。別表1に、九世紀と十世紀（長徳（九九八）まで）の古文書における「被」字で表される「る・らる」の上接語と意味用法別の用例数を挙げたので、参照されたい。

一一世紀以降になると、さらに多用される。この頃には、仮名書きの文書が出現するので、「る・らる」の使用状況を『平安遺文』所載の仮名文書で見ると、平仮名書きの文書がようやく見え始める、一一世紀前期から、

やましろのくに、かみかつらのしやうかみのと事、……………おほや
なきとのゝひめゆやの御所へなかくゆつりまいらせ候ぬ、ともか
くも御心にまかせられ候へく候

〔長久四（一〇四三）年一月一〇日 大納言房讓状案 東寺百

合文書ヨ 平六〇三号〕

他の例が見出される。『平安遺文』所載の仮名文書の「る・らる」の意味と上接語を別表2に挙げたので参照されたい。仮名文書では、尊敬用法が七割以上を占める。そのうち六例は「仰す」「仰せ下す」に下接したもののだが、別表1からも分かるように、古文書の尊敬用法では、仮名書き漢字書きを問わず、尊敬の意味を持つ動詞に下接して敬意を添える例よりも、普通の動詞に下接する例の方が圧倒的に多い。

以後、尊敬用法多用の傾向は変わらず、鎌倉時代になっても、ますます盛んに使用され続ける。

2 「る・らる（被）」の使用

「る・らる（被）」が使用される文書には、偏りが見られる。別表3は、九世紀から十世紀（長徳（九九八）まで）の古文書を、その

用途によって、役所や個人が上位の機関や支配者に出す上申文書、書状、証文類、神仏に捧げる文書、上意下達の文書に分け、各文書に引用された会話文も合わせて「る・らる」と読める「被」字の用例数と用法等を示したものである。これによると「被」の七割以上が上申文書（解・牒・愁状・奏状・請文）に集中していることがわかる。「被」の使用者のほとんどは、上位者に諸々の事情を説明したり嘆願したりする目的を持つ上申文書の差出人なのである。ついで書状・証文類に多く用いられるが、これらが書手の心情・要求をのべるという点で如上の解・牒・愁状・奏状・請文等の上申文書類と相通じ、言語的にも共通する面を持っていることは前稿でも指摘した通りである。仮名文書でも同様の傾向が見られるが、平安時代は仮名文書自体が書状・証文類に偏るという性質上、「る・らる」も書状・讓状類に集中して見られる（別表4参照）。

また、注目すべきは、「被」の使用者（差出人）が上接動詞の被動者である率が非常に高いことである。たとえば、
①得彼寺別当権律師法橋上人位光智等去三月十六日奏状傳「……望請、殊蒙天恩、被停止國郡臨時雜役并私人牢籠。」者、

〔天徳四（九六〇）年二月二十七日 太政官牒 東南院文書三ノ三六 平二七五号〕

「被停止」は、「蒙」と主語が一致するので、受身用法と判断できると。主語、すなわち被動者は、書手の光智等であり、自分たちが天恩を蒙って、国郡の臨時の公役と牢籠を停止されることを、太政官に要望している。^(注1)

②右以今月廿八日被召仰伝「……」者、

〔康保三（九六六）年九月一日 清胤王書状 九条家本延喜式

裏文書 平二九七号〕

尊敬とも受身とも解釈できるが、いずれにしても、使用者は「召仰」という行為を直接に受けるものである。

③繁盛去寛和二年十一月八日解状傳「……件忠光等依所犯明白、奏聞公家、隨即可追捕之官符、被下於東海東山両道也。爰諸國司等任官符旨、欲追捕間、……」

〔寛和三（九八七）年一月二四日 太政官符案 書陵部所藏壬生古文書 平四五七号〕

繁盛が延暦寺に「金泥大般若経一部六百卷」を運上しようとしたところ、忠光等が邪魔しようとするので、それを朝廷に奏上したら、忠光等を追捕せよとの官符が諸国司に下された、という内容は受身の主語は官符とも考えられるが、それが国司に下されたのは繁盛の要求によるものであるから、差出人の繁盛は「下す」行為を間接的に受けると考えられる。

など。差出人が直接、間接に「被」の上接行為を受ける例は、受身と受身・尊敬両方に解釈できる例では、九七・九％であるが、③のような間接的な被動の例を除いても、七割にのぼる。

とくに興味深いのは、確実に尊敬用法と解釈される場合でも、差出人が敬意の対象者の行為を直接に蒙っている場合がきわめて多いことである。差出人と敬意の対象の行為との関係が薄いものは、九世紀の古文書に三例（三節の①②⑩）、十世紀の古文書に三例見られるのみで、残りの二・五例（尊敬用法の九五％以上）は、なんらかの形で、使用者が敬意対象者の行為の影響を受けている。

この傾向は、仮名書きの「る・らる」〔平安遺文〕所収の仮名文書中の例、一一・一二世紀のもの）においても同様である（別表4

参照)。

3 「る・らる(被)」の上接動詞の行為者

「る・らる(被)」の上接動詞の行為者は、尊敬の場合には敬意の対象となるが、古文書では、宛所(話の相手)であることが多い(別表3・別表4参照)。たとえば、

以前、雜事言上如件。望請府裁、一々被裁下。勅状以牒。

〔長徳四(九九八)年二月五日 筑前國観世音寺牒案 内閣

文庫所蔵文書 平三七五号〕

観世音寺の太宰府宛の牒。「望請フ府裁ヲ、一々裁下セラレン」は、尊敬と見て「太宰府の裁を望みます。太宰府は、一々、裁下なさるべきです。」とも、受身と見て「太宰府の裁を望みます。一々、裁下されたいのです。」ともとれるが、いずれも、行為者は、宛所の太宰府衙である。

など。確実な尊敬用法の「被」では、上申文書で七割近く、書状で八割を占める。尊敬とも受身とも解釈できる「被」では、上申文書、書状ともに九割以上の行為者が文書の宛先である。また、確実な受身用法の「被」の場合でも、上申文書の半数が宛先の行為を描写したものである。

また、ほとんどが、個人ではなく、太政官、太宰府、国衙等の朝廷の機関や寺院などの行為に使用していることに注意をしておきたい。すなわち、下から上に出した文書で、下位者が、話の相手である上位機関の行為に対して使用した例が非常に多いわけである。

4 「る・らる(被)」の受身文とその上接動詞

「被」字を使用した受身文は、ほとんどが(AガBニ(カラ)Cヲ(ニ)Dサレル)型であることが特徴的である(別表5参照)。こ

の型には、主語Aが直接に行為を受ける場合と、間接に行為の影響を蒙る場合とがある。

前者は、行為の相手が受動化によって受身文の主語に立ったもので「あい方の受動態」^(待)とも呼ばれるが、これが「被」字を使用した受身文全体の七割以上を占めている。すなわち、

醍醐寺牒 當國衙

欲被、依田籍、與判、後山階山陵陵戸五畑田坪坪状。

〔康保元(九六四)年二月一三日 醍醐寺牒案 三寶院文書

平二八三号〕

の「與ふ」——尊敬用法に解釈すると「當國衙が醍醐寺(書手)に判をお與えになる」となり、受身だとすると「醍醐寺(書手)が當國衙から判を與えられる」となる——のように動作の相手が想定される「送る」「寄進する」「言上する」等々の動詞が、「被」の上接語には多数見られるのである。

これらは、その動作・作用を受ける対象と、その行き先が存在し、方向性を明確に表示する動詞である。すなわち、具体的な事柄や事柄の遣り取りを表す。これが数多く用いられているのは、2で述べたように、古文書の「被」が、上申文書のような物事の報告・請願の文書に多く使われていることと揆を一にしている。ここでは、内容上事物を授受したり、事柄を報告したり、問われたり等の動作が多く取り扱われているためである。これらの動詞が、2、3で述べたように、差出人と宛所との間で用いられているために、古文書では、事物、事柄の移動を受動的に表現する機会が多くなるともいえるだろう。仮名書きの「る・らる」で表される受身文でも、この型が多い。

後者は、間接受身文ともいわれるが、これが比較的多く見られる

ことも古文書の「被」字の受身文の特色で、一般的な「AがBにCサレル」型の受身文はかえって少ない。これは、次のように「AがBヲCスル」という行為をDが蒙る型のものである。

請被永停止以公浪人被補任太神御領名張山預職状。……望請、祭主裁。永被停止件山預、盡功能以神戸預等子弟、長奉件預。仍注愁状、請裁。

〔天慶九（九四六）年八月二十六日 伊賀國神戸長部解案 光明寺古文書 平二五五号〕

後半部の受身文は、書手が祭主に「私は、公浪人が太神御領名張山の預に補任されていることを停止され、功能をつくして、わが子弟を預に奉じたい。」と解釈される。

間接受身文は、一般には被書の気持ちが強くと表れるといわれるが、古文書では受益の気持ちが強くと表現されている。これは、解等の上申文書の様式的な部分である書き出しと結びに「尾張國郡司百姓等解 申請 官裁事」（平三三九）、「請蒙 官裁、任寺家本公驗、領掌因幡國高草郡高庭庄之状」（平二二一）や「得東大寺陳備『……望請、蒙下符、將勘札者、』（平七二）のような文句が見えることからわかるように、上位者のその事に対する判断、行為を蒙りたいという文書の差出人の本質的要求から発した表現のようである。

5 希求文中に多いこと

受身、尊敬を問わず「る・らる（被）」が使用されるのは、宛所に対する希求の文章であることが多いことも、看過できない特色である（別表6、別表7参照）。上掲の諸例からもわかるように、多くの「る・らる（被）」が主に上申文書において「乞」「望請」「請」「可」「欲」等の希求表現とともに用いられている。上申文書が作成目的

として持つ「してほしい」という相手にあつらえる気持ち、すなわち受益を期待する気持ちから「されたら」という受身表現がとられやすくなったり、相手の機嫌を損ねないためにその行為に敬意を示したりすることが多くなるのであろう。

五 まとめ

如上の考察から、古文書における「る・らる（被）」の使用上の特色を一言でまとめるならば、古文書——とくに上申文書——においては、受身表現がとられる機会が多く、それが尊敬表現と非常に紛れやすい状態にあるということになるか。それは、ひとつには、被害者や行為者が省略されやすいことによる。四の2、3で述べたように、行為を受ける人物はほとんどが書手である自分自身で、行為者はほとんどが宛所である話の相手であるから、当事者間でそれが明記される場合は非常に少ない。加えて、書手が相手から何らかの恩恵を受ける場合に使用されることが多い——方向性の強いあい方の受身文を作る動詞や、間接受身表現、希求表現とともに使われるので、動作の受給・受益の度合がいっそう強い表現となっている——ので、尊敬として解釈可能な例が多くなるのである。

つまり、行為者は大抵被動者の上位者である宛所（話の相手）であり、被動者はそういう行為を蒙ることを自ら希求するから、行為者や被動者が省略されれば、ほとんどの場合は尊敬と解釈してさしつかえないのである。古文書、とくに上申文書の作成される場、すなわち下位の差出人（書手）が上位の宛名人に意思、要求を伝達するために作成するという環境が、受身と尊敬とを非常に紛らわしい

ものにしてゐるわけである。古文書に受身とも尊敬とも解釈できる「被」の用例が極めて多いのも当然だといえよう。

尊敬・受身の区別を截然とつけがたいという事情は、読手のみならず、書手にとつても同様であつたのではないかと思われる。第三者についてなら、行為者、被動者を誤解のないように示す必要があるので、書手は自分の視点を常に意識しなくてはならないが、こと自分と相手についてであれば、当事者にはその行為の仕手・受手は自明なので、その行為を自分がどちらの立場から表現しているかを意識せねばならぬ機会はずいぶん少い。

そして、一方では、確實な尊敬用法も九世紀の前期より見られ、その「る・らる(被)」も四の2から5のように、受身や受身・尊敬の両方に解釈できる「る・らる(被)」と同じ使用上の特色——使用者は上申文書の書手(下位者)、行為者は宛名人(上位者)、書手は宛名人の行為を直接に受ける等——を持っている。結局、古文書においては、尊敬用法と受身用法が同じ「る・らる(被)」を媒体にして、緊密に連続しているということができないのではない。

これは、尊敬の用字に、受身用法に使用される「被」字が選ばれた理由を考えてみても納得されることである。たとえば「所」は、古文書において同じく受身の「る・らる」の表記に使用されながら、決して尊敬の「る・らる」の表記に定着することはない。これは二で述べたような「所」字の原義に阻まれたものだろうが、「被」においては、むしろ尊敬の「る・らる」の表記に積極的に用いられる理由があつたのだと思う。

いうまでもなく、「被」は、動詞としては「カウフル」(類聚名義抄)の訓があり、目上の人から行為や恩恵を受ける意で使用される

が、とくに興味深いのは、古文書においては、これが、下位者が上位者からいただいた「宣」「符」のような文書を引用するときにもっぱら使用されるという事実である。「被(カウフル)」は、「右、被右大臣去五月廿九日宣備、…(平一〇)のごとく、「宣」や「符」を引用する時の決まり文句の中で多用されるが、上位者が下位者からもらった「解」や「奏状」などを引用する時は、「右、得管深草郷長木勝宇治麻呂解状備、…(平四三)のように、かならず「得」が用いられており、両字の用法は、截然と区別されているのである(別表8参照)。

すなわち、動詞「被(カウフル)」が(下位者が、上位者の命令(文書)を受ける)意味を担っており、受身「被」が(書手である下位者が、宛所である上位者の行為を受ける)場合に多く使われていたからこそ、尊敬の「る・らる」の表記に「被」字が選択されたのではない。そして、尊敬用法は、動詞「かうふる」と受身「る・らる」と共通した字で表記されることにより、より抵抗なく使用される結果になつたのではないかと思われる。

また、意味的にも、書手が上位者である相手から恩恵を蒙ることを要求するという状況下においては、受身と尊敬は緊密な連続性を持つ。四の5でも触れたように、相手に頼み事をする時にぞんざいな言葉を使う人は、普通でないだろう。その要求を実現してもらいたい一心で、相手の気にさわることはないように、相手をおだて、もちあげるものである。

「る・らる」の尊敬用法が、受身用法と連続し、古文書において多用されるための条件は、古文書においては、上下間で遣り取りされるという作成状況、内容、用字等の種々の面にわたり、実に十分に

整っていたといえそうだ。

六 おわりに

古文書の「る・らる(被)」の用法を調査し、その特色を明らかにすることに、ここでは「被」字を媒体に受身と尊敬が緊密な連続性を持っていることが確認できたのではないかと思う。古文書のような「場」——発話者が被動で下位者、行為者が相手で上位者相手に希求し、あい方の受身文・間接受身文等の受給の意味あいの強い表現が取られる——においては、受身から尊敬への意味の転換が非常に起こりやすかったと考えることができそう。

古文書における、このような受身・尊敬の連続性は、尊敬用法の「る・らる」の発生や発達、十世紀以降の記録文や仮名文、和漢混淆文における尊敬用法の「る・らる」の性質等を考えるのに、重要な手掛かりを提供するものだと考えられる。次稿では、記録資料や仮名資料に見える尊敬用法の「る・らる」の使用状況と古文書のそれとを比較し、諸先学の御説もあわせて、この用法の発達について考えてみたい。

注

- (注1)『古文書による国語史研究序説——『豊太閤真蹟集』について——』
『文献探究』二二 一九八三年七月、古文書語彙の性格——副詞を中心として——『語文研究』五七 一九八四年六月、国語資料としての仮名文書——鎌倉時代の才段長音の開合と四つ仮名の混乱表記を通して——
『国語学』一四六 一九八六年九月、国語資料としての仮名文書——鎌

倉時代の二段活用的一段化例、ナ変の四段化例等めぐって——』(奥村三雄教授退官記念国語学論叢) 桜楓社 一九八九年六月、『国語資料としての仮名文書——助動詞をめぐって——』(『古代中世史論集』吉川弘文館 一九九〇年八月) 参照。また、仮名文書については、追野虔徳『方言資料としての古文書・古記録』(平山輝男博士還暦記念会編『方言研究の問題点』明治書院 一九七〇年八月)、同『古文書にみた中世末期越後地方の音韻』(『語文研究』二二 一九六六年七月)、福田良輔『方言と古文書』(『解釈と鑑賞』三四ノ八 一九六九年七月)、漢字書きの文書については三保忠天氏他の御論考や、『漢字講座』5 古代の漢字とことば、『漢字講座』6 中世の漢字とことば(明治書院 一九八八年)なども参照。

(注2)「る・らる」が「す」「さす」「しむ」とともに、他の助動詞と性質を異にするものであることは、近代では、山田孝雄、時枝誠記、橋本進吉他諸氏によって説かれ、その扱ひも様々であるが、ここでは分類上の問題はしばらく措いて、便宜的に助動詞と称しておく。

(注3)築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(東京大学出版会 一九六三年三月)、松村明編『古典語現代語助動詞助動詞詳説』(学燈社 一九六九年四月) 他参照。

(注4)その発生についての理論面からの言及はなされておらず、峰岸明「目発・可能・受身・尊敬・使役」(『解釈と鑑賞』一九六八年一〇月)に諸説が整理されている。

(注5)『中古中世の敬語の研究』清文堂出版 一九七六年一月

(注6)竹内理三編 東京堂出版 一九四七年—一九八〇年

(注7)『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会 一九八六年二月) 六一頁他参照。

(注8)東京大学史料編纂所編 一九〇一年—一九四〇年。一九六八年に東京大学出版会より復刻。

(注9)竹内理三編 東京堂 訂正版 一九六二年

(注10)金沢文庫(一三二八年、祐円写)と延暦寺(二〇八四年、良祐写、三帖、重文)に写本がある。『伝教大師全集』(比叡山図書刊行会)にも翻刻

されているが、この部分異同なし。

(注11) 拙稿「国語資料としての仮名文書——助動詞をめぐって——」で報告した鎌倉時代の仮名文書の「る・らる」(七四一例)では、尊敬用法が八〇%近くをしめ、受身が二〇%で、自発と可能が各々一〇%程度である。

(注12) 上申文書、下達文書には、他の文書が引用されることが多いが、用例が引用文中にある場合は、その引用された文書の種類により分類した。

(注13) 『講座日本荘園史』 東北・関東・東海地方の荘園(吉川弘文館一九九〇年五月) 四三二頁の「西部荘」参照。

(注14) 『日本文法事典』(有精堂出版一九八一年二月)の「態(ヴォイス)(仁田義雄)の項等参照。

(注15) 受身表現においては、「被」は「所」と相通して用いられる場合がある。その例と形式は、次の通りである。

(1) 但、為荷被相妨之由、隠送彼内親口家。〔延喜二二(九一三)年五月一日 按察使藤原有実家牒 東南院文書四ノ一 平二〇(九)為所〕という漢文の受身のパターンに通じる例。十世紀までの受身、あるいは受身の可能性のある「被」二八五例中に一四例見える。

(2) 一八十歩、被奪公田。〔貞観元(八五九)年二月二五日 近江国依智荘検田帳 百卷本東大寺文書四七 平二二(八)ノ右、年来源漸之母堂被宿住也〔天禄三(九七二)年五月三日 天台座主良源遣告 廬山寺文書 平三〇(五)ノハ、ノノスル所(也)〕のパターンに通じる例。二八五例中に四六例見える。ただし、「所」の場合は、行為者の「ノ」を表記するのが基本パターンだが、「被」を用いた文では、表記しないのが普通で、明記しているのは、二番目の廬山寺文書の例のみである。

(3) 得郡司同月九日解備一去承和十四年、按圖帳目録、被載寺田如數。：。〔貞観一〇(八六八)年二月三日 筑前国隰桑 蜂須賀侯爵所感文書 平一五(七)ノ今須被盜之履、若在童子所、伏于丁者、〔貞観一〇(八六八)年 禅林寺式 図書寮所感文書 平一五(八)ノ所負正税〕のような、連体修飾の例。二八五例中に三五例見える。

(4) 覚禪君、此君極泰、而有被相約、仍所定也。〔天禄三(九七二)年五月三日

天台座主良源遣告 廬山寺文書 平三〇(五)

(5) 欲被 任官符并代、國判等、免除出家所領田畠被收公責勘之状〔正暦五(九九四年九月九日 栄山寺牒 栄山寺文書 平三五(九)(4)とともに「若有所執」(平三〇(三))、「有何所蓄」(平一六(四))や、「拳其所犯」(平一五六)のように、目的格やその他の補格の位置に立った例と相通じるが、用例は三例のみである。

これらの(1)から(5)に分けて例示した「被」九八例は、上述した古文書における「所」字の使用パターンと一致しており、「被」を「所」に置き換えても、なら差し障りがない。その一方、受身の意味でも、「所」と置き換えては不自然である。「被」が存在する。『雖在戒珠、而不被精』(平四三(七))、「率分之事未被定」(平一九(三))のように「不」「未」などの打ち消しの辞が上接する、「被射身、奪取隨身物之由」(平三四(五))のように連用形、または条件法で下の文章に続く、「可被預温官之由」(平一八(七))のように「可」に下接する等の場合は、少なくとも十世紀までの古文書では「被」専用で、「所」を用いた例は見出しがたい。すなわち、「被」は、未然形、連用形等自由に活用させて用いられたようであるが、「所」は、「る・らる」と読んだにしても漢文の用法に従って体言相当の節(ソレをくするソレ)を形成する場合以外には使用されず、「被」と通じる連体形、終止形の用法でも、尊敬を表した確例はない。また、別表3で見たように、「被」は、使用者がその行為の影響を直接、間接に受ける場合にはほぼ限定して用いられるという傾向が見えるが、「所」にはそのような傾向は見えない。

ただし、「古事記」には「故所避追而、降出雲國之」(上巻)、「即於其石所燒者而死」(上巻)のような「所」の用法があり、『万葉集』でも「所」は「ユ」「ヲユ」「ル」の表記に自由に用いられているので、「所」の如上のような用法は、あくまで古文書世界における用字法であることを押さえておくべきである。

(注16) 他にも「カウフル(被)」は、「教」「聖恩」「教命」「害蟲」等の語に使用されることがあるが、これも、上位者の行為を下位者が直接に受ける場合である。

別表2 『平安遺文』所収の仮名文書の「る
・らる」の上接語と意味用法別の用
例数

上 接 語	尊	両	受
仰す	5	1	1
仰せ下す	1		
産む	1		
置く	3		
思ふ	2	1	2
書く	1	1	
切る			1
下す			1
妨ぐ	1		
しる(領)	3		1
沙汰す	1		1
孝養す			1
子ニす	1		
問注ヲす	1		
イトホシウす	1		
存ず	1		
違す	1		
判す	1		
責む			1
違ふ	1	1	1
告ぐ	1		
亡くなる	1		
放つ		1	
任す	1		
参らす	4		
参る	2		
申す	2	1	
用ゐる	3		
譲る			1
依る	1		
合 計	40	6	11

別表3 9・10世紀(長徳(998)まで)の「被」字で表される「る・らる」の見える文書の種類と上接動詞の行為者・被動者

	尊 敬			尊敬または受身			受 身			計				
	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他		
上 申 文 書	宛所	56	28	行為者	宛所	140	其他	9	行為者	宛所	40	其他	44	
		66.7	33.3			94.0	6.0				47.6	52.4		
	被動者	差出	80	4	被動者	差出	149	其他	0	被動者	差出	81	3	
		95.2	4.8			100.0	0.0				96.4	3.6		
		84			149					84			317	
会 話 の 引 用	宛所	0	2	行為者	宛所	1	其他	0	行為者	宛所	0	其他	3	
		—	—			—	—				—	—		
	被動者	差出	2	其他	被動者	差出	1	其他	0	被動者	差出	3	其他	0
		—	—			—	—				—	—		6
		2			1					3			6	
書 状	宛所	18	5	行為者	宛所	8	其他	1	行為者	宛所	2	其他	14	
		78.3	21.7			—	—				12.5	87.5		
	被動者	差出	21	2	被動者	差出	9	其他	0	被動者	差出	15	1	
		91.3	8.7			—	—				93.8	6.3		
		23			9					16			48	
証 文	宛所	8	10	行為者	宛所	3	其他	4	行為者	宛所	0	其他	11	
		44.4	55.6			—	—				0.0	100.0		
	被動者	差出	18	0	被動者	差出	7	其他	0	被動者	差出	9	2	
		100.0	0.0			—	—				81.8	18.2		
		18			7					11			36	
神 仏 に 捧 げ る 文 書	宛所	0	3	行為者	宛所	0	其他	0	行為者	宛所	0	其他	2	
		—	—			—	—				—	—		
	被動者	差出	3	其他	被動者	差出	0	其他	0	被動者	差出	2	其他	0
		—	—			—	—				—	—		5
		3			0					2			5	
下 達 文 書	宛所	0	1	行為者	宛所	0	其他	2	行為者	宛所	1	其他	0	
		—	—			—	—				—	—		
	被動者	差出	1	其他	被動者	差出	2	其他	0	被動者	差出	1	其他	0
		—	—			—	—				—	—		4
		1			2					1			4	
計	宛所	82	49	行為者	宛所	152	其他	16	行為者	宛所	43	其他	74	
		62.6	37.4			90.5	9.5				36.8	63.2		
	被動者	差出	125	6	被動者	差出	168	其他	0	被動者	差出	111	6	
		95.4	4.6			100.0	0.0				94.9	5.1		
		131			168					117			416	

(注) 数字上段は用例数、下段はパーセンテージ。被動者の差出の欄に挙げたのは、差出人が直接、間接に「る・らる(被)」の上接動詞の影響を受ける場合の用例数である。別表4も同じ。

別表4 『平安遺文』の「る・らる」の見える仮名文書の種類と上接動詞の行為者・被動者

		尊 敬		尊敬または受身		受 身		計				
書	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他
			11		8	1		1	2		3	14
状	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他
		17	2		2	0		5	0		24	2
		19		2		5		26				
会話の引用	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他
		0	1		0	0		0	1		0	2
	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他
	1	0	0	1	0	0	2	0				
		1		0		1		2				
証文(讓状・処分状)	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他
		10	7		2	1		2	2		14	10
	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他
	12	5	3	0	3	1	18	6	70.6	29.4	75.0	25.0
		17		3		4		24				
下達(奉書・令旨)文書	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他
		3	0		1	0		1	0		5	0
	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他
	3	0	1	0	1	0	5	0				
		3		1		1		5				
計	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他	行為者	宛所	其他
		24	16		4	2		5	6		33	24
	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他	被動者	差出	其他
	33	7	6	0	10	1	49	8	82.5	17.5	86.0	14.0
		40		6		11		57				

別表5 9・10世紀(長徳〔998〕まで)の古文書の「被」字を使用する受身文と『平安遣文』の仮名文書の「る・らる」受身文の分類

		尊敬あるいは受身		受 身		合 計		
AガBニ (カラ)Cヲ (ニ)Dサレル	直接にAが行為を受ける	上 申	120	135 (5)	上 申	65	84 (7)	219 (12)
		会 話	1		会 話	0		
		書 状	(2) 7		書 状	(4) 5		
		証 文	(3) 5		証 文	(3) 11		
		神 仏	0		神 仏	2		
		下 達	2		下 達	1		
	間接にAが行為を受ける	上 申	29	33 (1)	上 申	11	23 (0)	56 (1)
		会 話	0		会 話	2		
		書 状	2		書 状	10		
		証 文	(1) 2		証 文	0		
		神 仏	0		神 仏	0		
		下 達	0		下 達	0		
AガBニCサレル	上 申	0	0 (0)	上 申	7	8 (4)	8 (4)	
	会 話	0		会 話	0			
	書 状	0		書 状	(2) 1			
	証 文	0		証 文	(2) 0			
	神 仏	0		神 仏	0			
	下 達	0		下 達	0			
非情の 主語	上 申	0	0 (0)	上 申	1	2 (0)	2 (0)	
	会 話	0		会 話	1			
	書 状	0		書 状	0			
	証 文	0		証 文	0			
	神 仏	0		神 仏	0			
	下 達	0		下 達	0			

(注) () 内の数字は仮名文書の用例である。

別表6 9・10世紀(長徳四(998)まで)の古文書における希求表現と共に用いられる「被」

	尊 敬	尊か受	受 身	計	全「被」中の%
上 申	41	120	24	185	$\frac{185}{317}=58.4\%$
書 状	15	2	0	17	$\frac{17}{48}=35.4\%$
証 文	6	2	0	8	$\frac{8}{36}=22.2\%$
神 仏	0	0	0	0	0%
下 達	0	0	0	0	0%
計	62	124	24	210	$\frac{210}{416}=50.5\%$

別表7 希求表現と共に用いられる『平安遺文』の仮名文書の「る・らる」

	尊 敬	尊か受	受 身	計	全「る・らる」中の%
書 状	9	0	0	9	$\frac{9}{26}=34.6\%$
会 話	1	0	0	1	$\frac{1}{2}=50.0\%$
証 文	7	0	4	11	$\frac{11}{24}=45.8\%$
下 達	2	1	0	3	$\frac{3}{5}=60.0\%$
合 計	19	1	4	24	$\frac{24}{57}=42.1\%$

別表8 他文書引用のときの句における被引用文書の種類と動詞「被」・「得」の使い分け(9・10世紀(長徳(998)まで)の古文書について)

被引用文書	下 達 文 書				上 申 文 書							
	宣 旨	宣	符	牒	解	状	辞 状	款 状	奏	奏 状	陳 状	愁 状
被	15	4	24	7	0	0	0	0	0	0	0	0
得	0	0	0	18	41	10	10	3	4	1	2	1